

平成29年11月6日  
防災街づくり担当部

世田谷区空家等実態調査の結果及び  
(仮称)世田谷区空家等対策計画(骨子案)について

(付議の要旨)

区内の空家等について実態調査を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「(仮称)世田谷区空家等対策計画(骨子案)」を取りまとめたので報告する。

1 主旨

区では、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)を受け、「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定・施行し、住環境に深刻な影響を及ぼす管理不全な空家等への対策に取り組んできた。

そうした中、今後の空家等対策を、より総合的、計画的に進めるため、また、区における空家等対策の全体像や、空家等の適切な管理の重要性等について広く区民に周知していくことも目的として、法に基づく「(仮称)世田谷区空家等対策計画」(以下「空家等対策計画」という。)の平成30年度中の策定に向けて検討を進めている。

このたび、空家等の実態調査(以下「実態調査」という。)の結果を踏まえ、世田谷区空家等対策審査会等の意見を受けながら、庁内関係所管による世田谷区空家等対策計画検討会等で検討を行い、空家等対策計画の骨子案を取りまとめたので、実態調査の結果とあわせて報告する。

2 空家等対策計画検討

(1) 空家等対策計画検討の考え方

条例等に基づく取組み及び実態調査の結果をふまえ、空家法の規定を参照しながら空家等対策計画の検討を進める。なお、空家法第6条第2項に規定する計画に定めるべき事項は以下のとおり。

空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類

その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

計画期間

空家等の調査に関する事項

所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

特定空家等に対する措置。その他の特定空家等への対処に関する事項  
住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項  
空家等に関する対策の実施体制に関する事項  
その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

( 2 ) 検討体制 別添資料 1

庁内関係所管からなる世田谷区空家等対策計画検討会等にて検討を行い、検討状況等について、世田谷区空家等対策審査会及び世田谷区住宅委員会に報告し、区民や区議会の意見等を受けながら空家等対策計画の検討を進める。

3 ( 仮称 ) 世田谷区空家等対策計画 ( 骨子案 ) 別添資料 2

4 世田谷区空家等実態調査報告書【暫定版】 別添資料 3

空家等の現状や課題を把握するため、平成 2 8 年度世田谷区土地利用現況調査における空家等のデータ等を用いて、現地調査を行うとともに、所有者等へのアンケート調査を実施し、空家等の状態及び所有者等の意向を把握することで、空家等対策の充実を図るための基礎資料とした。

5 これまでの経緯

平成 2 9 年 5 月	都市整備常任委員会 ( 検討着手報告 ) 実態調査・空家等対策計画検討着手 世田谷区空家等対策審査会 ( 検討着手報告 )
7 月	世田谷区住宅委員会 ( 検討着手報告 )
9 月	世田谷区空家等対策審査会 ( 検討状況報告 ) 世田谷区住宅委員会 ( 検討状況報告 )

6 今後のスケジュール ( 予定 )

平成 2 9 年 1 1 月	都市整備常任委員会 ( 骨子案報告 )
平成 3 0 年 2 月	空家等実態調査結果とりまとめ 政策会議 ( 素案報告 ) 都市整備常任委員会 ( 素案報告 )
4 月	素案公表・区民意見募集 ( 3 週間 )
8 月	政策会議 ( 区民意見募集結果・案報告 )
9 月	都市整備常任委員会 ( 区民意見募集結果・案報告 )
1 0 月	空家等対策計画策定